


所管部課	企画財政部企画課		部長	田代雄己		
件名	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた東大和市アクションプランについて		区分	1審議事項	<input type="radio"/> 2報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた東大和市取組方針（以下「東大和市取組方針」という。）の実効性を確保するため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた東大和市アクションプラン（以下「東大和市アクションプラン」）を策定した（平成30年10月31日付け市長決裁）ことから報告するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①取組事業 大会の成功に向けた取組を推進していくこと及び東大和市におけるレガシーの創出に向け、5つの取組方針ごとに具体的な取組事業（27事業）を提示するものである。</p> <p>②今後の取組事業の検討 5つの取組方針に基づく新たな取組事業や、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び東京都が予定している都内市区町村との連携事業を検討していく。</p> <p>③東京2020参画プログラムの活用 取組事業を実施する際には、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施している東京2020参画プログラムを活用する。</p> <p>④取組事業の実施及び進行管理 取組事業は関係課と連携しながら効果的・効率的に実施し、必要に応じて取組事業の見直しや追加を行う。また、推進本部会議及び推進部会を開催し、情報共有、連携を図り、取組を推進する。</p> <p>(2) 影響及び効果 東大和市アクションプランに基づき取組を推進することで、東大和市取組方針の実効性を確保することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年7月～ 8月…全庁への取組事業調査及び素案作成 8月～10月…推進本部会議及び推進部会における審議 10月31日（水）…市長決裁（東大和市アクションプラン決定）</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁議終了後、市議会議員へ配布する。 ・グループウェアの共有情報に掲載し全庁的に周知する。 ・市報（12月15日号）に概要を掲載するとともに、市公式ホームページで公表する。 						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。